

## 別記 1 機器リスト（第 17号様式の記載要領）

1 機器とは、20号タンク、塔槽類、熱交換器類、回転機器類、加圧・加熱機器、乾燥機器、その他雑機器（非危険物機器を含む）をいい、油圧、ボイラー、発電設備等のユニット機器は一の機器とみなすことができる。ただし、ストレーナー等の小型機器で独立固定を要さないもの（配管の一部とみなされるもの）は除く。

なお、建築物（窓、戸を含む）、電気（照明、計装機器、開閉器等）設備、換気、排出設備、静電気除去設備、避雷設備、避難設備、警報設備、消火設備等は、機器リストに掲載する必要がないものとする。

2 機器の記入順序は、原則として、20号タンク、槽類、塔類、熱交換器、回転機器等の順とする。

3 新設等の別欄には、本編第2章第3節第4「軽微な変更工事」1用語で規定する「新設」、「撤去」、「取替」、「補修」、「移設」又は次に掲げる「改造」、「転用」のいずれかを記入する。

(1) 「改造」とは、設備等の配置及び重要な構造部を変更することなく、設備等の一部を造りかえることをいう。

(2) 「転用」とは、使用用途又は内容物等を変更することをいう。ただし、転用に伴う非対象設備から対象設備への規制替えについては、「撤去」、「新設」とする。

4 屋外・屋内の別及び階数欄には、機器の設置（固定）位置を記入する。

なお、架構（ストラクチャー）内に設置する機器は屋外とし、階数は屋内に準じて記入する。

5 機器番号、機器名称欄には、各事業所内で呼称する機器番号を記入する。

6 機器名称の欄には、機器名称を用途がわかりやすいように日本語で記入するものとする。

なお、塔槽類については、下表の（例）に従い記入する。

分	類	機 器 名 称
(例)	貯 槽 類	回収槽、受槽、ブローダウンタンク、サービスタンク、クッションタンク、バッファータンク、その他
		計量槽、混合槽、溶解槽、静置槽、静置分離槽、中和槽、熟成タンク、油圧タンク、添加タンク、畜圧器、脈動防止器、その他
	反 応 塔 槽 類	反応槽、反応塔、重合槽、その他
	蒸 留 塔 類	蒸留塔、分溜塔、精溜塔、脱水塔、その他
	晶 析 缶 類	晶析槽、吸収塔、抽出塔、その他
	熱 交 換 器 類	熱交換器、蒸発器、凝縮器、冷却器、加熱器、リボイラー、その他
	分 離 器 類	分離器、濾過器、脱水器、その他

7 機器区分欄には、該当する欄に 印を記入する。

(1) 危険物機器とは、危険物を貯蔵又は取り扱う機器で20号タンク以外をいう。

なお、危険物を投入した時、容器内で反応又は希釈等により、瞬時に非危険物になる場合であっても、危険物機器とする。

(2) 高圧機器とは、高保法の規定の適用を受けるものをいう。

(3) 圧力容器とは、労安法の適用を受けるものをいう。

(4) その他の機器とは、上記(1)から(3)以外の機器をいう。

8 内容欄には、通常運転中の内容物を液体、気体、固体にかかわらず記入する。なお、内容物が危険物の場合には、類、品名を記入する。

9 引火点の欄には、引火点を有する危険物の引火点を記入する。

10 沸点の欄には、危険物の沸点を記入する。

11 寸法の欄には、塔槽類については内径、長さ（高さ）、材質および板厚等を、ポンプ等にあっては能力、

揚程、モーター規格等を、他の機器については大きさ及び能力等を記入する。

- 12 容量の欄には、タンク及び塔槽類のみ容量を記入する。
- 13 形状、形式の欄には、タンク及び塔槽類については、縦置円筒型（ベッセル、コーンルーフ等）横置円筒型、角型等を、前記以外の機器については、概要がわかるように具体的に記入する。
- 14 設計条件、最大常用運転条件欄には、それぞれの温度、圧力を記入する。
- 15 温度計、圧力計の欄には、設備があるものに 印をつける。
- 16 液面表示装置の欄には、設備があるものに 印をつける。
- 17 安全装置の欄には、20号タンクについては、規制第19条の安全装置の第1号から第4号までの中から、それぞれ各号の番号を(1)から(4)の数字で記入する。また、20号タンク以外の機器については、安全装置（リリーフ弁を含む。）があるものに 印をつける。
- (1) . . . . . 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) . . . . . 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) . . . . . 警報装置で、安全弁を併用したもの。
- (4) . . . . . 破壊板
- 18 防爆構造の欄には、別記13に記載する電気設備及び主要電気機器の防爆構造に従い記入すること。
- 19 接地の欄には、機器が接地されているものに 印をつける。
- 20 機器固定方法の欄には、機器の固定方法を次の省略文字等で記入する。（簡易なものは除く。）
- B . . . . . 基礎固定
- S . . . . . 架構固定
- L . . . . . 独立脚
- A . . . . . 床面にアンカー固定
- E . . . . . その他
- x . . . . . 固定無
- 21 検査機関の欄には、20号タンク及び危険物を取り扱う機器で水張・水圧検査等を受検する検査機関を次の頭文字で記入する。
- 消————— 消防法に規定する検査機関で検査を受ける場合
- 高————— 高保法に規定する検査機関で検査を受ける場合
- 労————— 労安法に規定する検査機関で検査を受ける場合
- 22 地上・床面から6m以上の欄には、製造所の又は一般取扱所内で、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う機器（高引火点危険物を除く。）に該当するものに 印をつける。
- 23 \* 消防チェックの欄は、記入しないこと。